

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

目 次

監査公表

- 平成26年度定期監査指摘事項に対する措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成27年度包括外部監査指摘事項に対する措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

監 査 公 表

静岡市監査公表第18号

地方自治法第199条第12項の規定により静岡市長及び静岡市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成29年 3 月 8 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	浅 場 武
同	岩 崎 良 浩

記

1 平成26年度定期監査

(1) 納期を経過した収入未済額について[中央卸売市場]

【指摘事項】

市場施設を使用させる市は、使用者である卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者の市場関係事業者から、施設使用料と電気・水道料等納付金を徴収するもの（市中央

卸売市場業務条例第72条第1項及び第2項)とし、使用者は、これら使用料等を毎月納付しなければならない(同条例施行規則第93条第1項及び第3項)こととされている。

また、市は市場関係事業者に対し、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、業務又は会計に関し必要な改善措置を命ずることができ、同条例又は同施行規則等に違反した場合には、違反を是正するための必要な措置を命じ、その許可・承認を取り消すことができ、そして、業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき等は、その許可・承認を取り消すものとする(市中央卸売市場業務条例第21条、第28条、第32条、第75条第3項及び第4項並びに第76条第1項第2号及び第3号及び第2項)などと規定されている。

ところが、使用料等について、平成22年度から継続して、毎年度約1億円の滞納額があり、平成26年10月末現在で235件、1億1千万円余となっていたにもかかわらず、上記のような措置を何ら講じていなかったことが、本件の監査で判明した。

これらの滞納の主な要因は、使用者の経営不振によるものであったが、使用者間の公平の観点や市場の経営に与える影響に照らせば、このようなことが常態化していることは看過し難い問題である。

この滞納の事案に関しては、該当の使用者が当卸売市場の運営における重要なパートナーであるという点は認識しつつも、市として、これらの者に係る滞納額の縮減と経営の改善に向けた適切な措置を講ずる必要がある。

【措置の状況】

指摘を受けた後、施設使用料、電気料等を滞納している15者、235件、1億1,043万円余(平成26年10月末現在)に対する収入未済額の縮減と滞納事業者の経営改善に向け、面談による納付相談回数を重ねることにより債務弁済の合意ができた12者とそれ以外の3者に対し、以下の措置を実施しました。

ア 債務承認・債務弁済誓約による取組み

4者、103件、359万円余(平成26年10月末現在)の滞納金については、事業者と債務承認・弁済誓約を取り交わしました。これに基づく分割納付により収入未済額は3者、77件、280万円余(平成28年11月末現在)に縮減されました。

イ 分割納付約束による取組み

7者、73件、553万円余(平成26年10月末現在)の滞納金については、分割納付により1者、39件、299万円余(平成28年11月末現在)に縮減されました。

ウ 経営改善指導及び履行延期の処分等による取組み

全体の収入未済額のおよそ9割を占める高額滞納者である1者については、数年来、経常損益の計算上、赤字が生じている状態が続いており、これにより過年度の滞納金を支払っても現年度の使用料等を滞納する状況となっていました。このため、まずは市中央卸売市場業務条例第75条第4項に基づき、経費の削減、及び収入の増加を図り、黒字が生じるよう経営の改善に向けた指導を行いました。

その主な内容と効果等ですが、支出面では高額であった業務委託料について業務を直営で行えるよう見直しを指導したことにより、経費の削減を図ることができました。一方、収入面では販売部門において、購入者の利便性の向上を図ると共に販売価格の値上げを行うことにより、増収策を講じました。

しかしながら、改善への取組を行っている間、平成26年10月末現在、29件、9,980万円余あった収入未済額は納付により1件、351万円余となったものの、その後の使用料等が未納となったことにより、平成28年11月末現在、36件、1億2千万円の滞納額となっています。

これらの経営改善に向けた対策は緒についたばかりであることから、滞納金の縮減に向けた今後の対応として、以下の取組を行いました。

(ア) 事業者の状況から当該債務の全部を一時に履行することは困難であり、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められ、かつ経営改善への取組をより効果的に進める必要があることから、滞納金について地方自治法施行令第171条の6に基づき履行期限を延長する処分を行いました。

(イ) 次に、履行期限の延長処分と併せ、債務承認・債務弁済誓約を取り交わしました。この中で、事業者は過年度の滞納金への対応として、毎年3月に経営改善指導による毎年度の黒字見込額を納付に充てることとする納付計画を誓約しました。この納付計画に基づき平成28年度から納付を開始することになりますが、平成39年度までの12年で過年度の滞納金は完済する見込みです。

また、毎月発生する現年度使用料等についても、当該納付計画により納期内納付が徹底されております。

今後も毎期の経常損益における黒字を継続させ、納付計画が確実に履行されるよう事業者への指導等を行ってまいります。

エ その他上記以外の3者について

3者、30件、134万円余（平成26年10月末現在）の滞納金については、事業者がいずれも現在、行方不明であることから、今後、所要の手続きを行い債権放棄による処理を予

定しております。

(2) 中学生国際交流資金貸付基金について〔学校教育課〕

【指摘事項】

中学生国際交流資金貸付基金は、平成15年度の新市誕生の際に旧清水市の「中学生国際交流資金貸付基金」を引き継いだもので、市内の中学校が国際理解を深めるために行う海外の中学校との国際交流を促進するため、海外の中学校を訪問し、交流を行う中学生の保護者に対し、当該交流に必要な資金を貸し付け、その者の経済的負担を軽減することを目的として設置されたものである。

しかしながら、これまで積極的な制度の周知もなされておらず、平成16年度以降、現在（平成27年1月28日時点）まで貸付けが1件もない状況が続いている。貸付実績がない原因を検証し、この基金の抜本の見直しも含め、有効な活用について検討する必要がある。

【措置の状況】

本基金の貸付実績がない原因としては、国際情勢の不安などの社会情勢の変化のほか、中学校間の国際交流の減少や貸付制度の需要の減少などがあります。

このため、基金の原資の寄附者の了解を得て、子ども達の国際交流や国際理解教育を促進する事業に有効活用できるよう見直しを行いました。

検討の結果、国際交流事業の推進のため設置された「静岡市国際交流基金」に編入し、教育委員会が新たに実施する「イングリッシュ・キャンプ」「イングリッシュ・カフェ」などの国際理解のための事業の財源として有効に活用することとしました。

静岡市監査公表第19号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、静岡市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成29年 3 月 8 日

静岡市監査委員 村 松 眞

同 杉 原 賢 一

同 浅場 武
同 岩崎 良浩

記

平成27年度包括外部監査

テーマ

学校教育に関する事務の執行について

1 静岡市立高等学校

事務職員の職務専念義務について

【指摘事項】**(1) 職務専念義務の免除の承認について**

静岡市立高校では、PTA会計の事務処理を事務職員が行っている。しかし、事務職員がPTA会計の事務処理を行うことについて、教育委員会へ職務専念義務免除願出書は提出されておらず、職務専念義務の免除について、教育委員会の承認は得られていなかった。

教育委員会の承認が得られていない状態で、事務職員が勤務時間内にPTA会計の事務処理を行うことは、法令等に違反するものである。法令等に準拠した手続が必要である。

(2) 職務専念義務の免除の要件について

静岡市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則を読むかぎり、市の職員が、勤務時間内にPTA会計の事務を行う場合には、PTAの「役員、職員等の地位を兼ね」ることが前提になっていると考えられる。しかし、PTA会計の事務を行っている事務職員3名のうち、2名については、PTAの評議員を兼ねているが、1名については、この要件を充たしていないことが判明した。

市の事務職員が、PTAの役員等を兼ねることなく、PTA会計の事務を行うことは、法令等に違反するものである。法令等に準拠した手続が必要である。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えますが、指摘内容についての自発的な対策として、次のとおり対応することとしま

した。

P T A活動は、教職員と保護者とで構成された団体が学校教育活動と不即不離の関係を保ちながら、当該学校の適正かつ円滑な運営に寄与することを目的に行われてきた歴史があることから、これまで当該P T A活動と公務とが明確に区別しにくい状況が生じていました。

指摘を踏まえ、今後は、P T A会計の事務処理のうち公務と明確に区分できる場合には、これを職務専念義務免除承認申請の対象とすることとし、公務と明確に区分できる事務の検証について、今後P T Aと協議を進めてまいります。

2 静岡市立清水桜が丘高等学校

事務職員の職務専念義務について

【指摘事項】

(1) 職務専念義務の免除の承認について

清水桜が丘高校では、P T A会計の事務処理については、基本的には、P T A会費により事務職員を雇い、その職員が事務処理を行っている。しかし、それだけではすべての業務処理ができないため、市の事務職員2名も事務処理を行っている。この事務職員がP T A会計の事務処理を行うことについて、教育委員会へ職務専念義務免除願出書は提出されておらず、職務専念義務の免除について、教育委員会の承認は得られていなかった。

教育委員会の承認が得られていない状態で、事務職員が勤務時間内にP T A会計の事務処理を行うことは、法令等に違反するものである。法令等に準拠した手続が必要である。

(2) 職務専念義務の免除の要件について

静岡市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則を読むかぎり、市の職員が、勤務時間内にP T A会計の事務を行う場合には、P T Aの「役員、職員等の地位を兼ね」ることが前提になっていると考えられる。しかし、P T A会計の事務を行っている事務職員2名については、P T Aの役員等の地位を兼ねていないため、この要件を充たしていないことになる。

市の事務職員が、P T Aの役員等を兼ねることなく、P T A会計の事務を行うことは、法令等に違反するものである。法令等に準拠した手続が必要である。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えますが、指摘内容についての自発的な対策として、次のとおり対応することとしま

した。

P T A活動は、教職員と保護者とで構成された団体が学校教育活動と不即不離の関係を保ちながら、当該学校の適正かつ円滑な運営に寄与することを目的に行われてきた歴史があることから、これまで当該P T A活動と公務とが明確に区別しにくい状況が生じていました。

指摘を踏まえ、今後は、P T A会計の事務処理のうち公務と明確に区分できる場合には、これを職務専念義務免除承認申請の対象とすることとし、公務と明確に区分できる事務の検証について、今後P T Aと協議を進めてまいります。

3 小中学校

(1) 教職員の兼職兼業について（教職員課）

【指摘事項】

ア 教育委員会の承認について

監査人が往査した学校の中に、教頭がP T Aの会計事務を行っているという学校があった。しかし、教職員課に確認したところ、「兼職（兼業）承認申請書」の提出はなく、教育委員会の承認は得られていなかった。

教育委員会の承認がない状態で、教職員がP T Aの会計事務を行うことは、法令等に違反するものである。このような場合には、あらかじめ「兼職（兼業）承認申請書」を提出し、教育委員会の承認を得ておく必要がある。

また、教職員課によると、静岡市立の小中学校で「兼職（兼業）承認申請書」が提出されている学校はないとのことである。他の学校においても、同様のことが起きている可能性があると考えられるため、全校的に「兼職（兼業）承認申請書」の提出もれがないか調査を行い、適正な手続を実施する必要がある。

イ 教員がP T Aの会計事務を行うことについて

教員の長時間労働が社会問題とされている中、監査人が往査した学校では、教頭がP T Aの会計事務を行っていたことから、兼務の状況等についてヒアリングしてみたところ、こうした事務が教頭の負担になっていることがわかった。

教員が兼職兼業を行う場合には、申請書の提出以前の問題として、教員本来の業務に支障はないと確実に言えるのかどうかについて、改めて検討する必要がある。また、保護者が会計事務を行うことはできないのか、事務職員等が事務を行う余地はないのかなど、代替的な方法についても、検討する必要があると考える。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えますが、指摘内容についての自発的な対策として、次のとおり対応することとしました。

P T A活動は、教職員と保護者とで構成された団体が学校教育活動と不即不離の関係を保ちながら、当該学校の適正かつ円滑な運営に寄与することを目的に行われてきた歴史があることから、これまで当該P T A活動と公務とが明確に区別しにくい状況が生じていました。

指摘を踏まえ、今後は、P T A会計の事務処理のうち公務と明確に区分できる場合には、これを兼職（兼業）承認申請の対象とすることとし、公務と明確に区分できる事務の検証について、今後P T Aと協議を進めてまいります。

(2) 公費負担と私費負担の区分について（教育施設課）**ア ダニ駆除、ゴキブリ駆除費用について****【指摘事項】**

「生徒活動費」から、ダニ駆除、ゴキブリ駆除の費用として、151,200円の支出があった。「静岡市立小中学校 学校預かり金の手引」で私費負担としている各項目は、児童・生徒の各個人に帰属する支出、いわゆる受益者負担という性質を持つ点で共通している。ここでの支出が、そのような性質を持たないことは明らかである。このような支出は、公費で負担するのが適当である。

【措置の状況】

生徒活動費は、受益者負担が相当と考えられるもので、あらかじめ校長が預かる学校預かり金です。このような私費と公費の負担の区分については、「学校預かり金の手引き」に基準が規定されています。

その基準において、建物の維持修繕に要する経費については公費負担と規定されており、これに基づき、ダニ駆除については、公費により学校環境衛生基準に従い年1回検査を実施し、対応を図っています。また、ゴキブリ駆除についても、公費により費用を負担しています。

今回のダニ駆除、ゴキブリ駆除は、健康的で快適な学習環境を願う学校が公費で実施する検査を超えて行った環境衛生活動です。

イ 防球ネット修繕費用について

【指摘事項】

「部活動費」から、グラウンドの防球ネット修繕の費用として、187,920円の支出があった。防球ネットは、厳密には、「建物」ではなく「設備」であるが、地方財政法および同法施行令で公費負担としている「建物の維持及び修繕に要する経費」に準じて、公費で負担するのが適当と考える。

なお、ここでは、現地調査を行った小中学校で発見したもののみを記載しているが、他の学校についても、同様の支出が発生している可能性がある。保護者負担の軽減の観点から、本来、公費で支出すべきものを保護者が負担しているということがないよう、学校関係者に対し周知徹底する必要がある。

【措置の状況】

指摘事項の部活動費は、受益者負担が相当と考えられるもので、あらかじめ校長が預かる学校預かり金です。このような私費と公費の負担の区分については、「学校預かり金の手引き」に基準が規定されています。

その基準において、建物の維持修繕に要する経費については公費負担と規定されていますが、指摘のグラウンドの防球ネットは、授業では使用されず教育課程外に位置付けられる部活動のみに使用されているものであり市で設置（公費負担）したものではありません。

また、今回の修繕は、防球ネット本来の機能に加え部活動の安全かつ効率的な運営を目的に行われたものであり、公費で負担する建物の維持及び修繕を超えるものです。

4 就学援助制度

「準要保護者」の認定事務について（学事課）

(1) 事業所得者と給与所得者の取扱いについて

ア 保険外交員等の取扱いについて

【指摘事項】

保険外交員等で年度途中から業務を開始しているなど、職業変更の事由がある場合には、確定申告書に代えて、直近の「報酬明細」から年間収入額を推計することがある。こうした事例を検討したところ、収入額のみを集計し、必要経費を控除していなかったために、本来「認定」されるべきところを「不認定」としていたケースが発見された。

これは明らかに不適切な認定結果である。

収入額を推計計算するにあたっては、事業所得者と給与所得者の取扱いの相違を明確に区別したうえで、その内容に細心の注意を払い、正しいプロセスにもとづいた収入計算を行う必要がある。

【措置の状況】

指摘のケースについては、直接申請者に、明細書中の必要経費にあたる部分の確認を行った上で審査を行いました。確認については、「申請者の認定に当たり、収入の中に控除されるべき必要経費が含まれていないか申告をしてほしい」ということを該当校に伝え、学校から申請者に確認する方法を取っています。その結果、申請者より「必要経費は無い」との回答を得たため、収入が認定の基準を上回り、結果として不認定と決定しました。

しかしながら、必要経費についてわかりにくい制度や用語があるため、必要経費についての申告書式に、必要経費にあたるものがどのようなものを明記し、申請者が容易に判断できるよう丁寧な説明を加えました。

(2) 就学援助制度と給食費の未納について

【指摘事項】

静岡市の小中学校における給食費の未納者のうち、在学中の62名、卒業生の23名は、就学援助費の受給者であった。就学援助費を受給している世帯が、市から受給した援助費を「未納」とし、教育と関係のない用途に使用するという事は、決してあってはならないことである。

静岡市においても、他の政令指定都市のような、いわゆる「学校長払い」と同様の方法を利用することにより、就学援助世帯の未納をなくす必要がある。

【措置の状況】

今回指摘のあった学校給食費が未納の世帯については、現在就学援助費の一部により段階的に未納の解消を進めています。

しかしながら、学校給食費の徴収管理が学校事務の負担になっていることや未納対策に限界があることも認識しており、今後は他都市等の状況（就学援助費の学校長払いを含めた未納の未然防止策等）について調査を実施していきます。